

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	2	2	2	(1)	ア	事業用地	既存施設等は平成32年2月までに市において解体・撤去を実施することとされていますが、平成31年9月の事業契約締結後、直ちに事前調査業務を実施するにあたり、別途実施される解体工事業者との工程調整が必要になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、既存施設の解体・撤去については、平成32年3月までとなる見込みです。
2	実施方針	2	2	2	(1)	エ	敷地面積	本工事において歩道拡幅工事を含めるとありますが、市が行う事業なので開発の許可は不要として宜しいでしょうか。	当該事業において開発行為の許可(協議)は不要ですが、「土地の形の変更」がある場合は「宅地造成に関する工事の許可(協議)」が必要です。
3	実施方針	3	2	2	(4)	ア	参考 施設整備に関して市が実施する業務	敷地内の樹木の撤去される範囲をお示し下さい。	撤去するのは、歩道拡幅部分、県道27号側に設置する車両出入口部分、プールの外側部分、中庭部分の予定です。詳細については入札公告時に示します。
4	実施方針	3	2	2	(4)	ア	参考 施設整備に関して市が実施する業務	樹木を残置される理由は何かありますでしょうか。例えば、近隣住民から特定の樹木(樹種:桜等)について残置の要望などがあればご教示下さい。	既存樹木については、施設稼働後にも引き続き活用することも含めて提案に委ねるため、残置することとしています。なお、現時点では近隣住民から残置の要望は出ていません。
5	実施方針	3	2	2	(4)	ア	参考 施設整備に関して市が実施する業務	一部の側溝及びブロック積み擁壁は、残置とありますが範囲をお示し下さい。	側溝については、正門付近の一部及び敷地北西側市道1280号に面したグラウンド側既存出入口付近の一部を残置する予定です。ブロック積み擁壁については全て残置する予定です。いずれも詳細は入札公告時に示します。
6	実施方針	3	2	2	(4)	ア	参考 施設整備に関して市が実施する業務	残置される一部の側溝及び間知ブロック積み擁壁は、現在まで修繕された経緯がありましたら、お示し下さい。また、現在の性能状態を把握されておりましたらご教示下さい。	修繕した履歴はありません。現在の性能状態について、詳細は把握していません。
7	実施方針	3	2	2	(4)	ア	参考 施設整備に関して市が実施する業務	残置となる一部の側溝及び間知ブロック積み擁壁とは具体的にどの部分でしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
8	実施方針	3	2	2	(4)	ア	参考 施設整備に関して市が実施する業務	残置される間知ブロック積み擁壁に補修を要する部分がある場合には、事業開始までの間に市が補修を行なわれるのでしょうか。補修される予定が無い場合、補修も事業範囲に含まれるのでしょうか。	事業開始までに補修する予定はありません。補修についても事業範囲に含まれます。
9	実施方針	3	2	2	(4)	ア	参考 施設整備に関して市が実施する業務	残置される一部の側溝は給食センター敷地内で維持管理対象となるのでしょうか。	一部の側溝を残置するのは、施設解体後、建設工事開始までの間、雨天の際などに土砂が流出することなどを防ぐためです。そのため、整備工事の際に撤去するか残置するかは提案に委ねます。なお、側溝を残した場合は維持管理対象となります。
10	実施方針	3	2	2	(4)	ア	参考 施設整備に関して市が実施する業務	(ア) 事業用地内の既存施設等の解体・撤去業務で、一部残置とする旨が記載されておりますが、解体完了時の既存杭・側溝・間知ブロック積み擁壁の位置などが明記された図面等、詳細な情報を公表して頂けますでしょうか。	現時点で把握している既存杭の位置については、補足資料1「基礎伏図」(校舎・体育館を建設した際の設計図面)のとおりです。なお、解体工事において杭位置の測量を実施しますので、測量が終了した後に、選定事業者の詳細な情報を提供します。
11	実施方針	5	3	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール	入札参加申込の期限は、入札説明書等に関する質問の回答日以降になると思われそうですが、いつ頃をご予定されていますでしょうか。	平成31年3月後半を想定しています。詳細は入札公告時に示します。
12	実施方針	9	3	3	(2)	ウ	建設企業の参加資格要件	市外業者は、参画できないということでしょうか。	所在区分が市外業者となる事業者は参画できないこととなります。所在区分については横須賀市ホームページをご確認ください。
13	実施方針	9	3	3	(2)	ウ	建設企業の参加資格要件	市内下請負率の計算に採用される市内事業者で受注可能な下請負額については、貴市にて設定されるのでしょうか。それとも、民間事業者の裁量に委ねられるのでしょうか。また、貴市にて受注可能な下請負額を設定される場合、その金額は事業者選定手続のどの段階で公表されるのでしょうか。	市内事業者で受注可能な下請負額については、選定事業者の提案について、提案内容を踏まえ、本市で設定いたします。事業者選定手続の段階では公表いたしませんので、事業者で仮に設定をしてください。
14	実施方針	9	3	3	(2)	ウ	(ア) 建設企業の参加資格要件(JVの場合)	JVにて参加する場合は、市内下請負率の制限は適用されないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
15	実施方針	10	3	3	(2)	ウ	建設企業の参加資格要件	入札参加資格の欄に、発注率の制限が規定されておりますが、参加表明の段階では市内下請負率を設定できるような工事金額の見積は出来ていません。市内下請負率は入札参加資格審査書類にて審査の対象となるのでしょうか。	市内下請負率については、入札参加資格審査時の審査対象とはしません。
16	実施方針	11	3	3	(2)	キ (ウ)	運営企業の参加資格要件	実際の提供食数は5,000食未満/日（調理能力に余力を残す）でも、自治体で公表されている施設の調理能力が5000食を超えている場合は、参加資格有りととの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	11	3	4			契約形態	基本契約、設計・建設等請負契約、維持管理・運営契約における事業者間の連帯保証について、現時点で方針が決まっていたら、ご教示ください。 事業への参画そのものを大きく左右する要素です。先行する他市町村の同種事業では、過大な連帯保証条項（通常、事業者が予見不可能なレベル）が設定されるケースが散見されます。今後、入札公告までにご検討される際に、過大な設定とならないようご配慮願います。	事業者の過度な負担とならない方向で検討しています。詳細は、入札公告時に示します。
18	実施方針	11	3	4			契約形態	各種契約における事業者間の連帯保証について、グループ内企業の不祥事や突発的な事故などの事業者が事前に予見できない、コントロール不能な事柄に関連した資格喪失事由による過大な違約金などを事業者間で連帯保証させるような契約条項が義務づけられる場合、本事業への参画が出来ない企業が多数出てくる可能性があります。 このような契約条項義務付けの有無（もしくはその方針）を現時点で開示して頂く事は可能でしょうか？ 開示が早ければ早いほどグループ内企業の再構成の可能性が向上し、参加グループの減少を防ぐことにもなると考えます。 （現実的には、連帯保証条項を外して頂くか、もしくは本案件入札に関連する不祥事に限定した違約金条項として頂くことが参画企業の減少を防ぐためにも有効と考えます。）	事業者の過度な負担とならない方向で検討しています。詳細は、入札公告時に示します。
19	実施方針	11	3	4			契約形態	基本契約、設計・建設等請負契約、維持管理・運営契約における事業者間の連帯保証について、現時点で方針が決まっていたら、ご教示ください。 事業への参画そのものを大きく左右する要素です。先行する他市町村の同種事業では、過大な連帯保証条項（通常、事業者が予見不可能なレベル）が設定されるケースが散見されます。今後、入札公告までにご検討される際に、過大な設定とならないようご配慮願います。	No. 18の回答を参照してください。
20	実施方針	13	4	2	4, 5		リスク分担表 (税制変更)	平成31年10月に予定されている消費税率変更が実施される場合、各業務の費用も適切に改訂されるとの理解で宜しいですか。	原則、消費税率変更にかかるリスクは、市となりますが、内容により協議を行うことを想定します。
21	実施方針	13	4	2	5		リスク分担表 (税制変更)	事業所税は対象となりますか。ご教示ください。	対象外となります。
22	実施方針	13	4	2	15		リスク分担表 (物価変動)	物価変動の範囲を判断する指標は「毎月勤労統計賃金指数（厚生労働省）」を採用していただけないでしょうか。PFI等の維持管理業務費改定の指標として採用されることの多い「企業向けサービス価格指数 建物サービス」は動向が実際に維持管理業務にかかる経費の動向と乖離しており、事業者にとってリスクとなります。	ご意見として承り検討します。反映の可否につきましては入札公告時の公表資料によりご確認ください。
23	実施方針	13	4	2	19		リスク分担表 (不可抗力)	不可抗力による損害（※2）について、一定の範囲の損害は事業者となっておりますが、範囲をお示し下さい。	詳細は、入札公告時に示します。
24	実施方針	13	4	2	19		リスク分担表 (不可抗力)	不可抗力による損害について、不可抗力の事例をお示し頂けますでしょうか。	市及び事業者のいずれの責めにも帰しがたい天災及び、暴動、戦争、テロ行為等の人為災害等を想定します。
25	実施方針	14	4	2	34、35、37		リスク分担表 (用地の瑕疵、地質・地盤)	不可抗力による損害（※2）について、一定の範囲の損害は事業者となっておりますが、範囲をお示し下さい。	合理的に判断して予測可能なもの以外については、市との協議の上、リスク分担を決定することを想定します。詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
26	実施方針	14	4	2	36		リスク分担保表 (用地の瑕疵)	残置となる一部の側溝及び間知ブロック積み擁壁に補修しなければ機能や安全性を確保できない部分が残っていた場合は、用地の瑕疵として市の責任において対処されるのでしょうか。	市が提示した資料から合理的に予測できる事象以外については、市との協議の上、決定することを想定します。詳細は、入札公告時に示す予定です。
27	実施方針	14	4	2	37		リスク分担保表 (地質・地盤)	公表資料から予測可能なものについては、事業者のリスクですが、予測が困難なものについては市の負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 25の回答を参照してください。
28	実施方針	14	4	2	43		リスク分担保表 (施設損害)	引き渡し前の工事目的物について生じた損害について、事業者に帰責事由が認められない場合は、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	帰責事由によります。
29	実施方針	15	4	2	49		リスク分担保表 (要求水準未達)	「事業者の行う維持管理・運営業務の内容が入札説明書等に定める水準に達しない場合」について、入札公告・要求水準の内容に変更があった際は、その時点から変更後の入札公告・要求水準を基準とするという理解で宜しいでしょうか。	変更の内容によります。詳細は、入札公告時に示す予定です。
30	実施方針	15	4	2	54、55		リスク分担保表 (施設瑕疵)	「施設瑕疵」について、瑕疵担保期間をお示し頂けますでしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
31	実施方針	15	4	2	57		リスク分担保表 (需要変動)	「生徒数・教職員数の変動によるもの」について、運営費は固定費と変動に分けて支払われるという理解で宜しいでしょうか。また、※3にて「事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする」とありますが、サービス購入費の見直し基準となる食数の増減数をお示し頂けますでしょうか。	サービス購入費の算定方法及び見直し基準については、入札公告時に示します。
32	実施方針	15	4	2	58		リスク分担保表 (異物混入)	検取時における調達食材の異常は市側責任とのことですが、虫の付着や傷みがひどく下処理での洗浄では到底対処できないような食材が納入されたときは事業者申出で交換・廃棄いただくということが出来ますか。	その時の状況により、市と対応を協議の上、決定することを想定します。
33	実施方針	15	4	2	67		リスク分担保表 (配送の遅延リスク)	配送迂回ルート実施を判断する上で、市側へ事前届された道路工事情報を、事業者へ提供いただけないでしょうか。	本市土木部が実施する規模の大きい工事情報についてはホームページ上で公開しています。 http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/sangyou/toshikiban/douro/kouji_yotei.html
34	実施方針	15	4	2	67		リスク分担保表 (運搬費増大リスク)	「交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの」について、通常想定できない要因によるものについての事例をお示し頂けますでしょうか。	土砂崩れ等で交通が遮断された場合等を想定します。
35	実施方針	15	4	2	73		リスク分担保表 (運搬費増大リスク)	「交通事情の悪化」とは具体的にどのような事態を想定されていますか。	配送ルート上に車両の出入りが多い施設の新設等があり、渋滞の発生など交通事情が変わった場合等を想定します。
36	実施方針	16	4	2	74		リスク分担保表 (性能確保)	事業終了時における施設は、著しい損傷が無く、機能及び性能を満足し、事業期間終了後1年以内に大規模修繕が発生しないと判断される状態であればよとの認識でよろしいでしょうか。また、上記の状態である限りにおいて、経年による劣化は許容されとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	実施方針	16	4	3			リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	リスクが顕在化し、落札者の帰責により契約が解除された場合の違約金条件について、想定されているものがございましたらお示しいただけないでしょうか。落札者の帰責により契約が解除となり違約金の支払い義務が生じた場合、落札者が「連帯して」違約金負担義務を負うこととされますと、事業者にとっては予測できない過大なリスクとなり、本事業への取組が困難となります。	入札参加資格要件を満たさなくなった場合等が想定されますが、詳細は入札公告時に示します。なお、事業者の過度な負担とならない方向で検討しています。
38	要求水準書 (案)	3	1	3	(3)		業務内容	開業準備業務は、「実施方針P11契約形態」に記載のある「維持管理運営委託契約」に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
39	要求水準書 (案)	3	1	3	(3)		業務内容	運営業務に「運営備品等の」とあります。運営備品の定義が1ページの用語の定義にありません。定義を教えてください。(運営備品は、ほかに17ページ、30ページ、42ページにもあります)	調理備品及び食器食缶等を指します。
40	要求水準書 (案)	5	1	3	(4)	イ (ス)	条例・規則等 (火災予防条例)	火災予防条例に準拠となりますが、用途は12項(イ)作業場と考えてよろしいでしょうか。	用途は12項イ作業場でお見込みのとおりです。 用途判定の根拠は、消防法施行令別表第1となることを申し添えます。
41	要求水準書 (案)	6	1	3	(6)		敷地概要	インフラ整備状況で敷地内の給排水台帳を入手する際に所有者の委任状が必要なのですが、市側依頼すれば捺印可能でしょうか。	敷地内のインフラについては撤去する予定です。なお、必要であれば同意書への捺印は可能です。
42	要求水準書 (案)	6	1	3	(6)		敷地概要	敷地内既設インフラ図の入手質疑はどこにあたりますか。	No. 41及びNo. 46をご参照ください。
43	要求水準書 (案)	6	1	3	(6)		敷地概要	グラウンドに埋設されている散水設備は事前に市側にて撤去頂ける認識でよろしいでしょうか。(地中埋設物)	ご理解のとおりです。
44	要求水準書 (案)	6	1	3	(6)		敷地概要 (インフラ整備状況)	インフラ整備状況、下記インフラ接続を行う場合は、各管理者の定める規則に従い、事業者の負担で整備(加入金、負担金等の負担を含む)御座いますが、既存小学校に既設にて引き込まれている給水メーター口径相当の水道利用加入金は、本事業に充当できるものと考えて宜しいでしょうか	要求水準書(案)に記載の水道利用加入金の事業者負担は不要とします。なお、旧平作小学校の既存のメーター口径は75mmです。口径を大きくする場合も加入金については事業者負担は不要とします。また、下水道事業受益者負担金の負担も不要とします。
45	要求水準書 (案)	6	1	3	(6)		敷地概要 (インフラ整備状況)	現状の学校の施設の給水引き込み管・公設樹は、使用してよいでしょうか。また、給水加入金と負担金は、既存メーターの容量により、軽減はあるのでしょうか。	給水管、公共ます、ともに使用できます。 水道利用加入金、下水道受益者負担金については、No. 44の回答をご参照ください。
46	要求水準書 (案)	6	1	3	(6)		敷地概要 (インフラ整備状況)	既存小学校の図面(給排水関連)の閲覧は可能でしょうか。	敷地内のインフラについては撤去する予定ですが、閲覧は可能ですので、希望される場合は事務担当(横須賀市教育委員会保健体育課)までご連絡ください。
47	要求水準書 (案)	7	1	3	(6)		敷地概要 (その他)	建設にあたり建築基準法第48条第3項ただし書きの許可の取得が前提条件となっているが、今回計画は公益上やむを得ないと認めた場合として、許可取得が可能と考えて宜しいでしょうか。	建築基準法第48条第3項ただし書きの許可については、許可申請後、特定行政庁が公益上やむを得ないと認め、利害関係人への公聴会を行った上で、建築審査会の同意が得られれば、許可取得が可能と考えています。ただし、公益上やむを得ない場合でも、周辺環境への配慮は必要となります。
48	要求水準書 (案)	7	1	3	(6)		敷地概要	上水・下水・消防等計画を検討するにあたり、事業者が単独で官庁協議を行って宜しいでしょうか。	事業者提案を行うにあたり、官庁協議が必要な場合は、事務担当(横須賀市教育委員会事務局学校教育部保健体育課)にご連絡ください。ただし、内容によっては応じることができない場合もあります。
49	要求水準書 (案)	7	1	3	(7)	イ	敷地の留意点 (歩道拡幅工事)	歩道拡幅に伴い、敷地の区画の変更が生じるが、本施設は、都市計画法第29条のただし書きの公益上必要な建築物に該当し、開発行為の許可に該当しないと考えて宜しいでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
50	要求水準書 (案)	8	1	3	(7)	ウ	敷地の留意点 (解体・撤去)	既存施設のGL-3mまでは撤去とありますが、給排水管関係はすべて撤去してあると考えてよいでしょうか。	要求水準書(案)7頁1章3節(7)ウに記載のGL-3m以下を残置は、既設杭のことです。また、給水管は既設水道メーターまで残してあります。
51	要求水準書 (案)	8	1	3	(7)	ウ	敷地の留意点 (解体・撤去)	プールの解体範囲をご教示ください。擁壁と一体化している部分があります。	擁壁と一体化している部分を含めてすべて撤去します。
52	要求水準書 (案)	8	1	3	(7)	ウ	敷地の留意点 (解体・撤去)	一部側溝と間知ブロック積擁壁の撤去はどの部分を計画しているかお教えください。	No. 5の回答をご参照ください。
53	要求水準書 (案)	8	1	3	(7)	ウ	敷地の留意点 (解体・撤去)	既存施設の基礎杭はGL-3m以下は残置とありますが、既存施設の基礎杭の資料をいただくことは可能でしょうか。解体時に残置する杭の位置を測量等行うのでしょうか。	解体工事において杭位置の測量を実施しますが、本件施設建設時に残置杭の撤去を行う場合は、新たに残置する杭位置図を作成してください。
54	要求水準書 (案)	8	1	3	(7)	ウ	敷地の留意点 (解体・撤去)	新設杭が既存杭と干渉する場合の杭撤去費は別途と考えて宜しいでしょうか。	事業費に含みます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
55	要求水準書(案)	8	1	3	(7)	ウ	敷地の留意点(解体・撤去)	既存施設の基礎杭で残置とする場合に、産廃不法投棄とはならないことは確認済みと考えて宜しいでしょうか。	計画敷地の一部が宅地造成工事規制区域にあたり、既存杭の撤去による既存間知ブロック擁壁、地盤等への影響を考慮し、既存杭に地盤支持の有用性があると判断し、原則として撤去しない旨を所管課に連絡済みです。
56	要求水準書(案)	8	1	3	(7)	ウ	敷地の留意点(解体・撤去)	既存施設の基礎杭はGL-3m以下は残置とする。と記載がありますが、既存杭の種類・数量・経や位置等がわかる資料をご提示願います。	既存施設の杭については補足資料1「基礎伏図」とおとりです。
57	要求水準書(案)	8	1	3	(8)	ア	提供食数(アレルギー対応食)	…将来的には対象品目を拡大することを検討…とありますが、どの程度まで拡大したとのお考えをお持ちでしょうか。ご教示願います。	えび、かにを加えることを検討していますが、現在小学校給食においてかには使用していません。
58	要求水準書(案)	8	1	3	(8)	ア	提供食数(アレルギー対応食)	…なお、将来的には対象品目を拡大…とありますが、現時点では卵・乳のみの除去に対応した調理機器数の整備との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書(案)	8	1	3	(8)	イ(7)	献立方式	2献立の調理方法で重複するメニューが見受けられます(資料8 想定献立 6統一メニュー)また、揚物調理、焼物調理の重複はございますでしょうか。	全校統一献立で実施する日を想定していますが、その場合、揚物調理、焼物調理、蒸し物調理は避け、煮物、和え物等の献立を想定しています。
60	要求水準書(案)	8	1	3	(8)	イ(7)	献立方式	1献立あたりの提供食数5,000食程度とありますが、各配送校の区分はありますでしょうか。	決定していませんが、直接搬入品の納品等も考慮するため、基本的には近隣の地域で区分する方針です。
61	要求水準書(案)	8	1	3	(8)	イ(4)	献立方式	2献立の組合せについて資料8 想定献立表及び使用食器パターンから読み取ると、「揚物」と「焼物」「焼物」と「焼物」「焼物」と「蒸し物」「蒸し物」と「蒸し物」のパターンは明記されていませんが、そういった組み合わせはないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書(案)	8	1	3	(8)	イ(9)	献立方式	ジャムやソース等はセンターからの配送とありますが、資料8 想定献立及び食器パターンに「ジャムバター入れ」「ソースポット」とございますので専用容器での配送と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。添物用仕込みで、クラスごとに、ジャムバター入れ、ソースポットに配食し、提供することを想定しています。
63	要求水準書(案)	8	1	3	(8)	イ(9)	献立方式	(ウ)に記載のあるジャムについて、納品形態をお示し頂けますでしょうか。	現在小学校給食では、ジャムは1kg袋、ソースは1.8Lペットボトルで納品されています。
64	要求水準書(案)	8	1	3	(8)	イ	献立方式	特別支援学級分の献立は、通常食と同様の理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書(案)	8	1	3	(8)	オ	配送	調理後2時間以内の喫食を検討するために、配送校ごとの給食開始時間は資料12にて確認いたしますが、給食到着時間(検査時間を勘案)のご指定などございましたらご教示願います。	給食開始時間の30分前に検査が開始できるよう、到着するようにしてください。
66	要求水準書(案)	8	1	3	(8)	キ	配送校及び学級数等	平成33年度における、想定学級数、生徒数等は記載されていますが、供用開始後15年間の学級数、生徒数の見込みについてご教示願えますか。	入札公告時に示します。
67	要求水準書(案)	9	1	3	(8)	ク	施設稼働日数	1年で「約200日」の稼働日数とのことですが、積算上統一性ある作業を要することから、明確な日数をご指定下さい。	200日で積算してください。
68	要求水準書(案)	10	1	4			災害時の対応等	応急給食の実施期間につきまして大規模災害時から学校給食再開のどれくらいの期間を、想定していますか。	災害の規模等により期間が異なるため、現時点での想定はありません。
69	要求水準書(案)	10	1	4			災害時の対応等	広域避難地としての指定があるとのことですが、屋外にどのくらいまとまったスペースを確保できれば良いでしょうか。	面積の指定はありません。
70	要求水準書(案)	10	1	4			災害時の対応等	「事業者は市と災害協定を結び」とありますが、貴市のウェブサイトにある「災害緊急協力事業者登録制度」に基づくものでしょうか。あるいは、同ウェブサイトで2018年2月7日に掲載されている「株式会社横須賀魚市場との防災協定締結について」にあるような事業者と貴市が結ぶ「防災協定」のことですか。	本市と選定事業者の間で、「防災協定」を締結することを想定しています。
71	要求水準書(案)	10	1	4			災害時の対応等	「(1)を利用しての炊き出し作業を1日7時間半程度、3日間」とありますが、炊き出し作業とは炊飯を指しますか。また、「1日7時間半」で1日あたり何食の炊飯を想定しますか。炊飯以外の場合、具体的な献立は何を想定していますか。	炊き出し作業としては、炊飯または汁物を想定しています。また、仮に炊飯のみを行う場合、1日7時間半で、2,000食程度を想定しています。炊飯と汁物の場合は炊飯1,000食、汁物1,600食程度を想定しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
72	要求水準書(案)	10	1	4			災害時の対応等	移動式回転釜で調理し配送する場合、使用する調理器具(包丁・まな板・スパチュラなど)や配送に使用する食缶・鍋等は災害専用のものを事業者が備品として用意するのでしょうか。また、その他食器などは市の負担となりますか。	移動式回転釜以外に災害専用のものを用意する必要はありませんので、通常使用している調理器具、食缶等を使用してください。また、食器などについても通常使用しているものの提供を依頼する場合があります。なお、災害時の対応が原因で破損等があった場合の買い替え、修理等については市が負担します。
73	要求水準書(案)	10	1	4			災害時の対応等	4行目「応急給食は、ガス、電気、水道が利用でき、」との記載がありますが、災害時に設備が利用できないという解釈で宜しいでしょうか。また、設備稼働の想定はありますか。	「ガス、電気、水道が利用でき、」は、排水管等も含めた他のインフラ関係も通常どおり利用可能な状態を想定しています。設備稼働については、現時点では災害時にどの設備を利用するかといった具体的な想定はしていませんが、災害時の被害状況により求められる規模や食材の調達状況等に応じて必要な設備を稼働することを想定しています。
74	要求水準書(案)	10	1	4	(1)		災害時の対応等	災害時用の食料の備蓄は必要でしょうか。また必要な場合、何食分相当の備蓄が必要でしょうか。	災害時専用の食料を備蓄することは想定していませんが、通常の給食提供に使用する米を10,000食/日を3日分貯米してください。他の食材については、通常の給食用の食材を在庫状況により使用することを想定しています。
75	要求水準書(案)	10	1	4	(3)		災害時の対応等	長期休暇時は使用量が少ないことから、受水槽内に滞留する水の塩素濃度が低下してしまいますが、常時受水槽から供給される水の塩素濃度を確保する設備は必要でしょうか。	設備の設置については事業者の提案に委ねますが、長期休暇時も災害対応が必要となる可能性がありますので、水の塩素濃度は常時確保してください。
76	要求水準書(案)	10	1	4	(3)		災害時の対応等	受水槽の容量を算定するうえでは、炊き出し内容(食数、汁物の有無)のご提示も重要です。貴市がお考えの炊き出し内容または受水槽容量をご提示願います。	No. 71の回答をご参照ください。
77	要求水準書(案)	10	1	4	(3)		災害時の対応等	災害時の炊き出しについて、1日あたり何を何食程度で提供を想定されていますでしょうか。	No. 71の回答をご参照ください。
78	要求水準書(案)	11	2	1	(1)	ア	実施体制(施設整備業務責任者)	施設整備業務責任者は、設計、工事監理、建設及び調理設備等調達・設置の各業務責任者のいずれか一人が兼ねることは可能でしょうか。	兼務とはせず、別途配置とします。
79	要求水準書(案)	11	2	1	(2)	イ (7)	建設業務(本件施設の建設業務)	建設業務に「(ア) 本件施設の建設業務」とありますが、調理設備等調達・設置業務は、ウに記載されていることから、この本件施設とは「本件建物等」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書(案)	11	2	2	(1)		設計業務	P14 (2) ウ (ウ) 道路拡張工事業務のbに「仕様等の詳細は入札公告時に示す。」とありますが、その仕様等に基づき、道路拡張についての設計業務も本事業に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書(案)	13	2	2	(1)	ウ (ウ)	各種許認可申請等業務及び関連業務(補助金申請等支援)	申請部分と対象外の具体的な区分けの考え方はありますか。また、使用する積算システムは、ありますかでしょうか。	具体的な区分けの考え方について現時点でお示しすることはできません。なお、積算システムはありません。
82	要求水準書(案)	13	2	2	(1)	ウ (ウ)	各種許認可申請等業務及び関連業務(補助金申請等支援)	「(ウ) 補助金申請等支援」に記載のある積算書の作成支援について、積算書ほどの程度まで作成するのかが記載項目の基準をお示し頂けますでしょうか。	積算書は細目レベルまでの作成を想定しています。
83	要求水準書(案)	13	2	2	(2)	ア (7)	建設業務(近隣対応及び対策)	専用信号のないセンター出入り口の右折入場及び右折出場は、県道が2車線坂道で交通量も多いため、事故や交通渋滞の発生危険があると思われます。久里浜方面からの入場、逗子方面への出場を考えると、工事期間のみ暫定で北西側の出入り口を、搬出入で使用する検討は可能でしょうか。	車両の出入りについては、工事期間、供用開始後を問わず、県道側の左折によるもののみとし、県道からの右折や北西側からの出入りは行わないでください。
84	要求水準書(案)	13	2	2	(2)	ア (7)	建設業務(近隣対応及び対策)	C工事は、原則として月曜日から金曜日まで(祝日は除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。とありますが、朝礼開始を午前8時から、実際の作業開始を8時30分からと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、土曜日の工事も認めることとし、詳細は、入札公告時に示します。
85	要求水準書(案)	13	2	2	(2)	ア (7)	建設業務(近隣対応及び対策)	…事業者の責任において…近隣への対応及び対策を講じること。とあります。近隣住民の方からの既に提示された要望事項等ありましたら資料としてご提示願います。	要望事項として文書による取り交わし等は行っていませんが、平成30年2月に開催した地域説明会でいただいたご意見等を参考にをご覧ください。 http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8335/kyuushoku/documents/setsumeikai-kekka_.pdf
86	要求水準書(案)	13	2	2	(2)	ア (7)	建設業務(近隣対応及び対策)	「工事は、原則として月曜日から金曜日まで(祝日は除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。」とありますが、この作業時間は、既に近隣住民との約束(近隣協定等)があるのでしょうか。	現時点で作業時間等について近隣協定等は締結していません。なお、土曜日の工事も認めることとし、詳細は、入札公告時に示します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
87	要求水準書(案)	13	2	2	(2)	ア(7)	建設業務(近隣対応及び対策)	「工事は、原則として月曜日から金曜日まで(祝日は除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。」とありますが、本件施設の建設業務は4週8閉所の作業日程を想定した業務期間設定となっているのでしょうか。	No. 86の回答をご参照ください。
88	要求水準書(案)	13	2	2	(2)	ア(7)	建設業務(近隣対応及び対策)	「工事は、原則として月曜日から金曜日まで(祝日は除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。」とあり、仮に4週8閉所で建設業務を実施すると、従来12ヶ月間の工期だったものが、単純計算で13.5ヶ月間に延びますが、貴市で設定されている事業実施スケジュールの施設的设计・建設期間(概ね1年9カ月間)において、設計期間及び建設期間等のスケジュールの設定内訳について、ご教示頂けますでしょうか。	No. 86の回答をご参照ください。
89	要求水準書(案)	14	2	2	(2)	ウ(7)	外構・植栽整備業務(外溝整備業務)	現地見学会において敷地北東側の既存の間知ブロック擁壁他、敷地外周部のコンクリート擁壁等が、クラック等損傷している箇所が見受けられましたが、これらの修補対応、修補の範囲等などのお考えでしょうか。	修補対応、修補の範囲等については提案に委ねます。
90	要求水準書(案)	14	2	2	(2)	ウ(7)	外構・植栽整備業務(外溝整備業務)	現地見学会において敷地北東側の既存の間知ブロック擁壁上部に簡易的な土留めが施されていますが、間知ブロック法面処理については本事業においては既存のままの解釈でよろしいでしょうか。	間知ブロック擁壁上部の土留め等については撤去し、必要な法面処理を行ってください。
91	要求水準書(案)	14	2	2	(2)	ウ(4)	外構・植栽整備業務(植栽整備業務)	条例等に基づく必要な緑化面積を下回らなければ、維持管理運営期間中に枯れてしまった既存植栽は植え替えせず撤去してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書(案)	16	2	2	(6)		その他の業務(地域住民説明会)	記載のある地域住民説明会について、貴市が想定する開催時期や回数等をご提示願います。	現時点では、契約後早い時期に1回開催し、その後1回行うことを想定しています。ただし、1回の開催につき、同内容を複数回(平日と休日等別日程)開催するか等は未定です。また、状況により開催回数等は変更する可能性があります。法的要件に係る説明会は適宜行ってください。
93	要求水準書(案)	17	3	1			開業準備業務	本事業は配膳業務も事業範囲に含まれますが、配膳室への立ち入りはいつからできますでしょうか。	平成31年度に配膳室を整備する学校(11校)については平成32年度から、平成32年度に整備する学校(12校)については平成33年度から可能になります。ただし、立ち入りする日程等は、教育委員会及び学校との調整が必要となります。
94	要求水準書(案)	17	3	1	(6)		開業準備業務(調理リハーサル)	貴市で想定されるリハーサル回数や対象食数等ありましたらご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
95	要求水準書(案)	17	3	5			開業準備業務	給食を配送校まで配送した後、施設へ持ち帰るとありますが、配膳のリハーサルは出来ないとの理解でよろしいですか。	教育委員会及び学校との調整が必要になりますが、中学校各階に設置する配膳室での配膳業務のリハーサルまでは実施できる予定です。
96	要求水準書(案)	17	3	6			開業準備業務	試食会の実施時期・頻度等、現時点でのお考えをご教示ください。事業者として負担する費用を計算するためです。	詳細は入札公告時に示しますが、極力調理リハーサルの日程に合わせて試食会を実施する方向で調整したいと考えています。
97	要求水準書(案)	17	3	6			開業準備業務	試食会に係る費用を試算するうえで、貴市が希望する開催回数、食数及び実施場所等のご提示をお願いします。	No. 96の回答をご参照ください。
98	要求水準書(案)	17	3	9			開業準備業務	DVD紹介資料の「～施設内外物流をテーマとして作成すること」とありますが、その中の物流とは食材の納品業者と言う理解で宜しいでしょうか。その場合、納品業者への撮影の依頼及び許可は市側より実施して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	提案に委ねますが、必ずしも食材の納品事業者に関する映像を求めるものではありません。また、納品事業者への撮影依頼及び許可が必要な場合は市が行います。
99	要求水準書(案)	17	3	9			開業準備業務	施設紹介DVDに施設整備段階の映像も必要でしょうか。建設中の写真や竣工写真を写す程度でよろしいですか。	施設整備段階の映像については必須ではありません。提案に委ねます。
100	要求水準書(案)	17	3	10			開業準備業務	貴市が行う開所式には約50名の出席者を想定とありますが、そのうち事業者各業務担当企業からの出席は求められるのでしょうか。	出席は義務ではありませんが、招待させていただきます。予定で。
101	要求水準書(案)	17	3	10			開業準備業務	開所式は試食を伴う予定ですか。	試食は伴わない予定です。なお、調理場内での施設見学は想定しています。
102	要求水準書(案)	19	4	1	(6)	エ	修繕・更新	「建物の主な修繕・更新」「建築設備の主な修繕・更新」の表に示されているものであっても、適切な維持管理により良好な状態を維持できるのであれば更新は行わないとする提案は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
103	要求水準書(案)	20	4	1	(7)	イ	事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	事業期間終了年度若しくは、その前年度に建物関係の修繕をまとめて実施し、とございますが、必ずしも上記期間中に修繕をまとめて実施することが効率的でないことも考えられます。事業期間終了後1年以内に大規模修繕が発生しない状態が維持されていることを前提に、修繕実施時期や修繕箇所は事業者の提案によるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、その場合は、実施時期及びその妥当性を示した資料を市にあらかじめ提出し、市の承諾を得てください。
104	要求水準書(案)	22	4	2	(2)	イ	(7) 要求水準(運転・監視)	c 設備、装置の電流、電圧、圧力温度等は定められた時間に確認とありますが、定められている設備、時間がありましたらご教示下さい。もし定められていない場合には、事業者側で定めるという考えでよろしいでしょうか。	市として定めていませんので、事業者側で定めてください。
105	要求水準書(案)	24	4	2	(5)	ア	対象範囲及び対象業務(外構・植栽維持管理業務)	対象範囲 残置樹木は対象業務に含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書(案)	25	4	2	(6)	イ	要求水準(清掃業務)	(イ)建物 a建物全般 (f)について、貴市にて洗剤の指定等の基準がありましたらお示し頂けますでしょうか。	指定はありません。
107	要求水準書(案)	26	4	2	(6)	イ	(4) 建物(給食エリア)	(e)天井・床・内壁等の洗浄・殺菌、換気扇・フィルターの吹出口等の清掃、照明器具の清掃等、特別清掃は、春夏冬の長期休暇中に毎回必ず行わなければならないということではなく、衛生的な調理環境を維持するのに適切な項目と頻度を設定し、長期休業期間中に実施すればよい、との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、春夏冬の長期休暇中に毎回実施しない場合には、事前に市に資料等を提出して、実施しない旨の承諾を得てください。
108	要求水準書(案)	27	4	2	(6)	イ	(7) 要求水準(建築設備)	(7)のjに、「ゴミ箱」とあります。一方52ページの非汚染作業区域前室の項には「ゴミ箱」とあります。要求水準書(案)全体をとおして「ゴミ」が5回、「ごみ」が7回出てきますが、提案書を書く際にはどちらかに統一したほうがよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
109	要求水準書(案)	31	5	1	(4)	キ	市が実施するもの(対象業務)	直接搬入品の残菜・包装ごみの処分、容器類の洗浄は搬入事業者が行うということでしょうか。	直接搬入品の残菜・包装ごみについては、事業者の配膳員がまとめ、市が指定する回収場所に搬出することを事業に含みます。また、搬入事業者のパン箱等の洗浄は事業範囲外ですが、教室での配膳に使用するクラスごとの牛乳缶の洗浄は事業に含みます。
110	要求水準書(案)	32	5	1	(8)	エ	(オ) 廃棄物の取扱い	残渣の回収頻度は週に何回程度を想定されていますでしょうか。	給食実施日は毎日回収する予定です。
111	要求水準書(案)	32	5	1	(8)	エ	(オ) 廃棄物の取扱い	「残渣(調理ごみを含む。)」は、市が別途回収する。」とありますが、廃油処理も含まれますか。また回収の頻度、及び回収時間帯をお示しください。	廃油の回収も市が行います。廃油回収の頻度は原則として月1回程度を想定しています。回収時間帯は事業者決定後に協議し調整します。
112	要求水準書(案)	32	5	1	(8)	エ	(オ) 廃棄物の取扱い	残渣の回収は毎日ですか。	No. 110の回答をご参照ください。
113	要求水準書(案)	32	5	1	(8)	エ	(オ) 廃棄物の取扱い	事業者が処理する他の廃棄物には、食材納入時のダンボールや缶詰の空き缶も含まれますか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書(案)	32	5	1	(8)	エ	(オ) 廃棄物の取扱い	残渣は廃油も含まれますか。	No. 111の回答をご参照ください。
115	要求水準書(案)	33	5	2	(2)	イ	セルフモニタリングの実施	衛生機関等によるモニタリングとありますが、保健所等の外部機関を想定されていますか。あるいは運営企業などの社内衛生管理部門でも可能ですか。	運営企業などの社内衛生管理部門でも可能とします。
116	要求水準書(案)	35	5	3	(1)	イ	(7) 給食調理業務(食材の保存)	卵を使う献立の頻度はどの程度を想定されていますでしょうか。	月1、2献立(献立実施日は2日または4日)を想定しています。
117	要求水準書(案)	35	5	3	(1)	イ	(7) 給食調理業務(食材の保存)	献立によっては液卵を取り扱うものも出てくると思いますが、液卵を利用する場合、一度で想定されている入荷量は何食分を想定されていますでしょうか。	液卵の入荷量は、1回10,000食を想定しています。
118	要求水準書(案)	35	5	3	(1)	イ	(4) 給食調理業務(調理の基本方針)	缶詰の消毒は、非加熱で使用する場合は、缶の洗浄と消毒が必要で、加熱で使用する場合は、缶の洗浄だけで良いのですか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書(案)	36	5	3	(1)	イ	(4) 給食調理業務(調理の基本方針)	mにて「～喫食者(生徒等)の評価を参考にすること」とありますが、アンケート等を実施する予定があるということでしょうか。	具体的な方法は未定ですが、アンケートを実施する予定です。また残食率等も参考にしてください。
120	要求水準書(案)	38	5	3	(1)	イ	(7) 給食調理業務(アレルギー対応食提供)	アレルギー対応食の提供dにて「将来的には、対象品目を拡大することを検討している」とありますが、最大何品目を想定していますでしょうか。	No. 57の回答をご参照ください。
121	要求水準書(案)	38	5	3	(1)	イ	(7) 給食調理業務(アレルギー対応食提供)	「e小麦アレルギーについては・・・」とありますが、小麦に関しては主食以外は対応しないとの理解で宜しいでしょうか。	現時点の想定ではご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
122	要求水準書(案)	38	5	3	(1)	エ (7)	配膳業務	荷受室及び配膳室の配置については「資料11」でお示しいたしていますが、配膳員の専用トイレ・更衣室も設置されますか。衛生面から考えて専用施設が必要と考えますが、設置されない場合、どのような方法を想定されているかお示しください。	荷受室に配膳員の更衣スペース（室ではありません）は設置する予定です。既存校舎に専用トイレを設置するスペースはありませんので、教職員用のトイレを使用いただくことを想定しています。
123	要求水準書(案)	39	5	3	(1)	エ (7)	配膳業務	f 未開封計量において「直接搬入品の未開封のものについては、容器から中身を取り出し食べ残しと合わせて計量」とありますが、この計量は、回収後センターにて、p 31(8)ウで示される残渣量の計測を行なうとの理解でよろしいでしょうか。	直接搬入品の残渣については、配膳員が校内で計測をしてください。なお、測定に使用する装置等は市が用意します。
124	要求水準書(案)	39	5	3	(1)	エ (7)	配膳業務	直接搬入品の未開封のものは、生徒が開封せず残したものを指すのですか。	ご理解のとおりで喫食者が開封せずに残したものを指します。
125	要求水準書(案)	39	5	3	(1)	エ (7)	配膳業務	eについて、直接学校へ配送されるものの検品は貴市の業務範囲と言う理解で宜しいでしょうか。	直接学校へ配送されるものの検品については、事業に含みますが、数量の不足、容器の破損等があった場合は、給食センターに常駐する市職員に連絡をし、市職員が納入事業者へ連絡します。
126	要求水準書(案)	39	5	3	(1)	エ (7)	配膳業務	f について、牛乳の処理はどのように行う想定でしょうか。	残渣量を測定した後、荷受室または配膳室で配膳員が処理してください。なお、牛乳パックについては、週に1回程度、別途市が委託する事業者が回収することを想定しています。
127	要求水準書(案)	39	5	3	(1)	エ (7)	配膳業務	直接搬入された未開封のものにつきまして、どのような入れ物に入れ、委託業者へ渡せばよろしいでしょうか。	未開封のものについても、原則として事業者へは渡さずに、残渣量として計量し、各配送校で処理してください。
128	要求水準書(案)	39	5	3	(1)	エ (7)	配膳業務	牛乳も直送として考えてよろしいでしょうか。また牛乳の回収方法もお示しください。	ご理解のとおり牛乳は学校に直送します。回収についてはNo. 126の回答をご参照ください。
129	要求水準書(案)	40	5	3	(1)	オ (4)	配送及び回収業務	「配膳員及び配送業務の従事者に対して処理方法等の指導を行なっておくこと。」とありますが、『学校給食衛生管理基準 第3章(5)』により、生徒の嘔吐物の処理は学校教職員が行なうこととなっており、配膳員も処理を行なうことができません。従事者に対する指導は、教職員の方からビニール袋等に入れ、密閉した食器等を受け取り給食センターに持ち帰る方法の指導との認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。入札公告時に示す要求水準書にて修正します。
130	要求水準書(案)	41	5	3	(1)	カ (7)	衛生管理業務	g (h)にある食品衛生簡易検査キットとはどのようなものを想定していますでしょうか。	大腸菌、サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌等の混入を検査できるキットを想定します。
131	要求水準書(案)	42	5	3	(1)	ク (7)	配送車両調達業務	配送車両の調達について、「配送校周辺の道路状況や校内通路等に配慮して配送車両を選定」とありますが、校内通路等確認のため、配送校を見学することは可能でしょうか。また、校内通路及び荷受室周辺の詳細な図面をお示しただけですか。	入札公告後に配送校の見学会を実施する予定です。詳細な図面は、現在作成中でありお示しできません。配送については、2 t ロング 約6.4m×1.92mの車両の通行可能な校内通路の整備を計画しています。また、コンテナの荷降ろしについては、搬入車両から直接パワーゲートにて荷受け室に付随するプラットホームに降ろす場合と、GLレベルに降ろしスロープにて荷受室に搬入する場合のいずれかで計画しています。
132	要求水準書(案)	43	5	3	(1)	ク	配送車両調達業務	配送車両は新車という理解で宜しいでしょうか。	衛生的であれば必ずしも新車を求めるものではありません。
133	要求水準書(案)	44	5	3	(2)	イ	食材調達・検収業務	資料8の献立表では②冷凍豆腐と⑧生豆腐の使用がりましたが、麻婆豆腐を作る際はどちらの豆腐を使用しますか。	資料8を訂正します。豆腐、油揚げ、生揚げは冷凍品の使用を想定しています。麻婆豆腐も冷凍豆腐を使用します。
134	要求水準書(案)	44	5	3	(2)	イ	食材調達・検収業務	前日に納品される冷凍の魚につきましては冷凍保管または冷蔵保管のどちらでお考えでしょうか。	専用容器に入れ、冷蔵庫での保管を想定しています。
135	要求水準書(案)	45	6	1			本件施設の概要	特別洗浄室は、ウイルス感染症の発生が疑われる場合にシャッターで区切れるようになっていれば、独立した室を設けなくても良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書(案)	45	6	1			本件施設の概要	和え物準備室は、煮炊き調理室にボイル専用釜を用意すれば、室として設けなくてもよろしいでしょうか。	室として設けなくても構いませんが、エリアを区切り、衛生面を確保してください。
137	要求水準書(案)	47	6	2			諸室の説明(米庫-d)	長期休みに保存する米の容量はどの程度(何食分)を想定しているでしょうか。	No. 74の回答をご参照ください。
138	要求水準書(案)	47	6	2			諸室の説明(米庫-d)	米庫は「長期休みには米が保冷にて保管できるようにすること」とありますが、保管する米の想定量をお示し頂けますでしょうか。	No. 74の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
139	要求水準書(案)	48	6	2			諸室の説明(下処理室-e)	野菜・果物下処理室、卵用下処理室、肉・魚類下処理室は調理室に隣接と記載があります。衛生面に配慮しての要求かとは思いますが、上記全ての諸室を調理室にパススルーとすると設計面において調理室の拡大化と建設コストの増加、運営面においても非効率な運営になる可能性があります。レイアウトについては、提案者に委ねるとして宜しいでしょうか。	衛生面が確保できるものであれば認めるものとしますので、提案に委ねます。
140	要求水準書(案)	48	6	2			諸室の説明(下処理室-e)	各調理室とはパススルーで受渡しをすることと記載されていますが、卵用下処理室については、衛生管理上問題のないレイアウトの工夫を行うことにより、肉・魚用下処理室を経由して受け渡し動線計画でもよろしいでしょうか。	衛生面が確保できるものであれば認めるものとしますので、提案に委ねます。
141	要求水準書(案)	48	6	2			諸室の説明(汚染作業区域器具洗浄室-b)	カート等を洗浄するエリアの三方を壁で囲うとありますが、洗浄水が周囲に飛び散らない配慮を認めていただければ幸いです。また、非汚染作業区域の器具洗浄室も同様の解釈とさせていただきます。	衛生面が確保できるものであれば認めるものとしますので、提案に委ねます。
142	要求水準書(案)	48	6	2			諸室の説明(可燃物・不燃物庫-a)	可燃物庫・不燃物庫に一時保管する廃棄物とは、検取後の空タンボールや開缶した缶詰などの認識で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書(案)	48	6	2			諸室の説明(可燃物・不燃物庫-a)	「検取、下処理ゾーンで発生した残渣」とありますが、下処理で発生した残渣を厨芥処理機に圧送する方法で処理することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書(案)	48	6	2			諸室の説明(可燃物・不燃物庫)	前項に関連して質問します。仮に下処理ゾーンで発生した残渣を可燃物・不燃物保管庫に入れた場合、要求水準書(案)32ページに「残渣(調理ごみを含む)は市が回収する」とあるので、可燃物・不燃物庫から市が回収してくれるとの解釈でよろしいでしょうか。	市による残渣の回収は残渣庫のみから行いますので、下処理ゾーンで発生する残渣についても残渣庫に保管してください。
145	要求水準書(案)	48	6	2			諸室の説明(可燃物・不燃物庫)	この可燃物・不燃物庫と要求水準書(案)53ページの「廃棄物庫」との関係はどのようになっていますか。可燃物・廃棄物庫に一時保管し、最終的には廃棄物庫に移動させるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書(案)	49	6	2			諸室の説明(添物用検取室)	部屋の配置は提案者に委ねるとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	要求水準書(案)	50	6	2			諸室の説明(揚物・焼物・蒸し物室-c)	設置する調理設備は～共用することとあるが、揚物・焼物・蒸し物室内の調理設備を共用する献立はどんな料理を想定しているのでしょうか。	メニューより、事業者にて想定してください。
148	要求水準書(案)	50	6	2			諸室の説明(揚物・焼物・蒸し物室-d)	5,000食/1時間以上ではなく、1時間以内の誤りではないでしょうか。	1時間以内に5,000食以上を調理する能力を有する調理設備を意味します。
149	要求水準書(案)	50	6	2			諸室の説明(揚物・焼物・蒸し物室-d)	揚物・焼物・蒸し物の欄にて5000食/1時間以上とありますが、1時間以内との理解でよろしいですか。	No. 148の回答をご参照ください。
150	要求水準書(案)	50	6	2			諸室の説明(和え物準備室-c)	揚物・焼物・蒸し物室のcに、設置する調理設備は～コスト削減を図ることとありますが、調理室の釜を和え物準備用の釜と共用として調理室の釜を和え物準備用の釜と共用として和え物準備室をコーナー配置とする等のレイアウトの提案も可能でしょうか。	No. 136の回答をご参照ください。
151	要求水準書(案)	51	6	2			諸室の説明(添物用仕分室)	添物の小袋で最も大きいものの種類と寸法を提示願います。	現状小学校の給食で使用しているジャムは1kg袋、ソースは1.8Lペットボトルです。納品量は、ジャムは150袋、ソースは50本程度となるため、容量の多いものを検討する予定です。
152	要求水準書(案)	51	6	2			諸室の説明(添物用仕分室)	添物(ソース、ジャム等)の入荷姿とその量ほどの位でしょうか。	No. 63の回答をご参照ください。
153	要求水準書(案)	51	6	2			諸室の説明(添物用仕分室)	部屋の配置は提案者に委ねるとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書(案)	52	6	2			諸室の説明(非汚染作業区域前室-b)	運用の工夫でホコリや塵、髪の毛等が完全に除去できる場合でも、エアシャワーの設置は必須でしょうか。	必須とはしませんが、エアシャワーを設置しない場合もエアシャワーと同程度の機能を確保してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
155	要求水準書(案)	52	6	2			諸室の説明(非汚染作業区域前室-b)	「この前室は更衣室、準備室から構成」とあります。非汚染作業区域に入る際に、この更衣室で新たに身につけなくてはならないものは、白衣の上衣、白衣のスポン、エプロンなど具体的に何でしょうか。	靴の履き替え及びエプロンの着脱を想定します。
156	要求水準書(案)	53	6	2			諸室の説明(洗濯・乾燥室)	乾燥室に強力な乾燥装置を設置した場合、(家電としての)乾燥機を設置しないことも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。事業者の提案に委ねます。
157	要求水準書(案)	53	6	2			諸室の説明(廃棄物庫)	廃棄物庫は、「残渣以外の廃棄物」とありますが、事務管理から発生するものと考えて宜しいでしょうか。また、調理以外から発生するゴミとしたとき、eの「提供する食数に対応し」という文言は何を指すのでしょうか。あるいは可燃物・不燃物庫との兼用は可能でしょうか。	「残渣以外の廃棄物」には、事務管理から発生するもののほか、食材の開封時に発生する段ボール等も含んでいます。食材の搬入等により発生する廃棄物については「提供する食数」により対応方法を検討してください。可燃物庫・不燃物庫との兼用は妨げるものではありませんので提案に委ねます。
158	要求水準書(案)	53	6	2			諸室の説明(廃棄物庫)	「残渣以外の廃棄物(ダンボール等)」に含まれる廃棄物は、ダンボール、包装材、空き缶・瓶、ペットボトルなど事業者が処理する廃棄物との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、要求水準書(案)32ページ(第51(8)エ(オ))の記載のとおり、市事務室の廃棄物も含まれます。
159	要求水準書(案)	54	6	2			諸室の説明(市職員用事務室-c)	更衣室を利用すると想定される市職員の男女比率はどのように想定されていますか。	今年度の人員配置をもとに想定すると、男性6~7名、女性8~9名程度ですが、年度ごとの人員配置により異なります。
160	要求水準書(案)	54	6	2			諸室の説明(便所(男女別)-a)	「市職員及び事業者の事務職員及び外来者が利用する」とあります。事業者の事務員は腸内細菌検査を受けているのですが、同検査を受けていない外来者と共通の便所で構わないのでしょうか。また、市職員の中には腸内細菌検査を受けている職員と受けていない職員がいるのでしょうか。	腸内細菌検査の受検有無により分けることなどを含め事業者の提案に委ねます。なお、市職員には腸内細菌検査を受けている者と受けていない者がいます。
161	要求水準書(案)	54	6	2			諸室の説明(便所(男女別)-c)	「洗面器を設ける」とあるのは「手洗い設備を設ける」と解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書(案)	55	6	2			諸室の説明(外部倉庫)	外部倉庫に置くことを想定されているものは何でしょうか。また、棚等の設置は必要でしょうか。	主に移動式回転釜の保管を想定しています。また災害対応に関連した物品を保管する可能性が高いため、棚等を設置いただくことを想定しています。
163	要求水準書(案)	55	6	2			諸室の説明(外部倉庫)	「外部倉庫」を使用するのは市でしょうか、事業者でしょうか。事業者の場合、要求水準書(案)10ページにある「移動式回転釜を本件施設の利用しやすい場所に保管」とあり、この回転釜の保管場所と考えてよろしいでしょうか。	市が使用し、移動式回転釜の保管場所として想定しています。
164	要求水準書(案)	55	6	2			諸室の説明(見学者通路-c)	見学者通路において廃棄フード等で視界が遮らないように工夫することの記載がありますが、場合によってはカメラ設置による見学も想定して良いということでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	要求水準書(案)	56	6	2			諸室の説明(駐車場)	駐車場について見学者用の大型バスが来る予定はありますか。その場合は何台停車する予定がありますでしょうか。	見学者用の大型バスが1台駐車することを想定しています。ただし、バス専用の駐車スペースとしての確保は必須ではありませんので、提案に委ねます。
166	要求水準書(案)	56	6	2			諸室の説明(駐輪場)	駐輪場の最低限確保する台数がありましたら、ご教示ください。	特に指定はありませんので、提案に委ねます。
167	要求水準書(案)	56	6	2			諸室の説明(門扉及び塀-b)	近隣住民の生活環境等に配慮して、塀を設置することとありますが、敷地周囲(全周)を想定でしょうか。高さ等に要求はございますか。	No.169をご参照ください。なお、原則として全周を想定していません。高さ等は提案に委ねます。
168	要求水準書(案)	57	6	3	(1)	ア	計画(敷地内-b)	非常時の車両出入口を敷地北西側に設置とありますが、既存の車両出入口を想定と考えて宜しいでしょうか。また、設置場所に指定はございますか。	設置場所に指定はありませんので、提案に委ねます。
169	要求水準書(案)	57	6	3	(1)	ア	計画(敷地内-l)	敷地周囲には、フェンス等を設置とありますが、前項の門扉及び塀の項目で、塀を設置することとあります。塀ではなく、フェンスでの計画でも構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。入札公告時に示す要求水準書にて修正いたします。
170	要求水準書(案)	58	6	3	(1)	ア	計画(施設内-k)	2階の便所や污水配管とありますが、污水配管は便所の配管との理解でよろしいでしょうか。	排水配管全般と理解願います。
171	要求水準書(案)	58	6	3	(1)	ア	計画(施設内-k)	「2階の便所や污水配管は調理諸室の」とあります。「調理諸室」が指すのは「給食エリア」でしょうか、あるいは「汚染作業区域と非汚染作業区域」でしょうか。	給食エリアの「汚染作業区域」と「非汚染作業区域」の両方を指します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
172	要求水準書(案)	59	6	3	(1)	イ (7)	仕上げ等(共通-f)	施設内の各室において見易い位置に電波時計を設置とありますが、施設の中心部では電波受信できないケースがあります。その場合には、電波受信型ではない時計の設置提案でも宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
173	要求水準書(案)	59	6	3	(1)	イ (7)	仕上げ等(内部仕上げ)	内部仕上げ(a~j)の水準は、主に調理エリアの仕様という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書(案)	59	6	3	(1)	イ (7)	仕上げ等(内部仕上げ-b)	「天井には耐震ブレースや耐震クリップを使用するとともに、照明の落下防止ワイヤーを設置するなど、非構造部材の落下を防止すること」とありますが、照明器具の落下防止を行う範囲をお教え頂けないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
175	要求水準書(案)	59	6	3	(1)	ウ (7)	給食エリアに関する特記事項	「エリア内の・・・」は全ての室及び機器が対象ではなく、冷蔵庫(室)・冷凍庫(室)のみとの理解で宜しいでしょうか。	温度管理が必要な機器については全て対象とします 諸室の温度・湿度監視については、事業者の提案に委ねます。
176	要求水準書(案)	63	6	3	(4)	ウ (エ)	給水・給湯設備	「給水設備は防錆設備を設置すること」とありますが、具体的な採用例をお教え頂けないでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、ステンレス配管等、錆びにくい材質の設備計画としてください。
177	要求水準書(案)	59	6	3	(1)	ウ (オ)	給食エリアに関する特記事項	「天井部分に設置する照明は、オートリフター付照明とする等の配慮をすること」とありますが、照明器具をLEDとする場合でも考慮する必要がありますでしょうか。また、オートリフター付とする場合は、その範囲をお教え頂けないでしょうか。	提案内容により、管球交換や清掃等、維持管理上不要な場合はオートリフターの設置は不要とします。
178	要求水準書(案)	63	6	3	(4)	エ (イ)	給水・給湯設備	適宜グリストラップを設けること。とございますが、十分な処理能力がある排水処理施設を設けた場合には、設けなくても宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、排水処理施設までの配管内清掃を十分見込む計画としてください。
179	要求水準書(案)	64	6	4	(1)	ア (ウ)	シンク類の槽	シャワー設備は必須でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
180	要求水準書(案)	67	6	5	(1)	イ	会議室兼調理実習室	「手洗い洗面器」とは「手洗い設備(水道とシンク)」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	要求水準書(案)	68	6	5	(2)	ウ	コンテナ等	「荷受室及び小荷物専用昇降機等の図面を参考に・・・」とありますが、学校によっては小荷物専用昇降機にコンテナを搭載し各階に運ぶことがあり、昇降機の高さが各校で違うとの理解で宜しいでしょうか。	常葉中学校に新設のエレベーター、浦賀中学校に既設のエレベーターがあるほかは、全て小荷物専用昇降機を設置する予定です。なお、エレベーター、小荷物専用昇降機にコンテナを搭載することは想定していません。(小荷物昇降機の高さ寸法は、W1.0m×D1.0m×H1.2m)
182	要求水準書(案)	69	6	6	(2)	ア	食缶等	1クラスで使用する食缶について 69ページでは①四角型二重食缶14L ②丸型二重食缶16L ③四角型二重食缶浅型7L ④ジャムバター入れ2Lとありますが、資料8想定献立表及び使用食器パターンに記載される食缶数と相違があるように見えます。1クラスで使用する食缶数のパターンを教えてください。	食器食缶等の仕様については、資料8が正となります。詳細の規格については提案に委ねますが、標準の規格については、別紙(補足資料2「食缶等の規格について」)を参照ください。
183	要求水準書(案)	69	6	6	(2)	ア	食缶等	1学級当たりの必要配食量が確保できていれば、食缶のサイズや形状は事業者側からの提案でもよろしいでしょうか。 資料8と食缶のサイズ・数量が異なりますが、仕様については69ページに準拠してよろしいでしょうか。 またその場合の使用パターンをご提示お願いします。	No. 182の回答を参照してください。
184	要求水準書(案)	69	6	6	(2)	ア	食缶等	69ページにある「丸形食缶16リットル」が資料8にはなく、69ページにはない「角型食缶10リットル」が資料8にあるなど双方で種類やサイズ等が異なりますが、どちらが正しいのでしょうか。	No. 182の回答を参照してください。
185	要求水準書(案)	69	6	6	(4)		食器	アレルギー対応食について、(2)オに「個別配送保温容器」の調達は記載されていますが、(4)食器については記載がありません。アレルギー対応生徒用の食器についての指定はありませんでしょうか。	提案に委ねます。
186	別添資料資料2						除害施設等取扱要綱第7条	ア 水温及び水素イオン濃度 水質分析を1日につき1回以上、イ 生物化学的酸素要求量及び浮遊物質の1箇月につき2回以上とありますが、他の施設では月1回程度の頻度でございます。検査を行い問題ないと判断された場合には、実施頻度を事業者側の提案でも宜しいでしょうか。	No. 187のような場合を除き、原則として提案は認めませんので、「除害施設等取扱要綱」を遵守してください。
187	別添資料資料2						除害施設等取扱要綱第7条	ア 水温及び水素イオン濃度 水質分析を1日につき1回以上とありますが、施設が休館日の場合は、水質分析できない為、その場合は水質分析を行わなくてもよいという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
188	別添資料資料3						敷地測量図	敷地測量図のCAD (dwg又はdxf) データをいただくことはできますでしょうか。	敷地測量図のCADデータについてはないため、提供できません。周辺道路の境界確定図のCADデータはありますので、必要な場合はCDにより貸与しますので、事務担当（横須賀市教育委員会保健体育課）までご連絡ください。
189	別添資料資料3						敷地測量図	既存杭の位置、仕様をご教示頂けませんか。	No. 56の回答をご参照ください。
190	別添資料資料3						敷地測量図	現存する校舎の既存杭以外の埋設物はありますか。	既存杭以外は想定していません。
191	別添資料資料8						想定献立	揚げ物と焼物蒸し物については、それぞれ5000食分の調理としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	別添資料資料8						想定献立	2献立で揚げ物と揚げ物、蒸し物と蒸し物が被る献立はないと想定されている認識で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	別添資料資料8						想定献立	⑩現状では、揚げ麵をどのように調理していますか？手順や工程をご提示をお願いします。	資料8を訂正します。揚げ麵は1食ごとに個包装で学校へ直送を想定しています。なお、小学校の給食では、蒸し麵を回転釜で揚げ、麵、具を別々に配伍しています。
194	別添資料資料8						想定献立	⑩かた焼きそばの献立は、指示書ではセンターで揚げると思われますが、食缶数の表の限り、餡を掛けての配伍との理解してよろしいでしょうか。	No. 193の回答をご参照ください。センターでは具（餡）のみ配伍することを想定してください。
195	別添資料資料8						想定献立	献立表には見当たらないのですが、揚げ・揚げ、焼き・焼き、蒸し・蒸しと同じ調理方法が重複する献立はありますか。	想定していません。
196	別添資料資料8						想定献立	6に示されるように、10,000食同一献立の場合もあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、10,000食同一の献立には、揚げ物、焼物、蒸し物は設定しないことを想定しています。
197	別添資料資料10						食物アレルギー対応について	個人ごとは専用容器のみで、食器・トレイは、アレルギー対応生徒内では共通でよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	別添資料資料10						食物アレルギー対応について	5⑥で対応品目（卵・乳）と非対応品目（卵・乳以外のアレルギー）が混在する献立とありますが、どのような献立を想定されているかお示ください。	例1（乳、ごまの食物アレルギーを有する生徒の場合） 資料8 想定献立⑦ 対応品目：マカロニのクリーム煮→除去食を調理します。 非対応品目：ごまドレッシングサラダ→配食しません。 専用容器で、マカロニのクリーム煮の除去食、いよかんを配食します。 例2（卵、大豆の食物アレルギーを有する生徒の場合） 資料8 想定献立⑩ 対応品目：かきたま汁→卵の除去食を調理しますが、豆腐を使用しているため配食しません。 非対応品目：豚すき丼（具）→配食しません。 専用容器で、ごはん、おひたしを配食します。
199	別添資料資料10						食物アレルギー対応について	5⑥の対応で〔専用容器での提供者〕センターで非対応品目を配食しない。とありますが、これは非対応品目の除去食対応に当たりませんか。どのようなケースを想定されているのかお示ください。	No. 198で例示したとおり、非対応品目を含むメニューについては1品提供しないこととなりますので、これは除去食対応という取り扱いではないと考えています。
200	その他（現地見学会）						防火水槽	現地見学会において、既存の防火水槽は新給食センターにおいても再利用が可能である旨のご説明を頂きましたが、貴市として再利用が可能と判断された根拠、又は再利用しても問題がない旨の文書等を公表して頂けますでしょうか。	既存防火水槽については、消防局が所管し、維持管理を行っており、使用可能と判断しています。ただし、既存防火水槽は建設予定地全域を包含していないため、既存防火水槽のほか別途防火水槽の設置が必要となります。なお、既存防火水槽の包含範囲は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
201	その他 (現地見学会)						防火水槽	現地見学会において、既存の防火水槽は新給食センターにおいても再利用が可能である旨のご説明を頂きましたが、仮に当該防火水槽を再利用したことにより、防火水槽に起因する施設の不具合が発生した場合、そのリスクは貴市にて負担して頂けると考えてよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由によらない防火水槽の不具合及び防火水槽に起因する給食センター側の不具合については、市がリスクを負担します。なお、既存の防火水槽位置及び遵守していただく事項を入札公告時に示す予定です。
202	その他 (現地見学会)						防火水槽	現地見学会において、既存の防火水槽は新給食センターにおいても再利用が可能である旨のご説明を頂きましたが、現地見学会における目視だけでは、事業者として再利用が可能か否かを判断することが困難ですので、当該防火水槽の管理状況や現行法規への適合性を判断できる資料等を開示して頂けますでしょうか。	既存防火水槽については、消防局が所管し、維持管理を行っています。既存の防火水槽の設置年や位置などの情報については、入札公告時に示します。
203	その他 (現地見学会)						仮囲い	既存の仮囲いは貴市の所有物であり、建設業務においては当該仮囲いの使用が認められる旨のご説明がありましたが、その際の仮囲いの扱いは「貴市からの有償（無償）貸与」なのでしょうか。又は「貴市からの有償（無償）譲渡」となるのでしょうか。また、仮囲いが貸与となる場合は、その撤去や処分に制限が設けられるのでしょうか。	既存の仮囲いは本市の所有物であり、本市から無償譲渡する予定です。事業者が撤去、処分を行ってください。
204	その他 (現地見学会)						仮囲い	既存の仮囲いは貴市の所有物であり、建設業務においては当該仮囲いの使用が認められる旨のご説明がありましたが、既存の仮囲いは解体工事完了後にその位置の盛替えが実施されていると考えられるため、仮囲いの盛替え後の位置について、ご教示頂けますでしょうか。	現時点では位置の盛替えを想定していません。